

# 令和5年度 第3回 保倉区地域協議会

## 次 第

日時：令和5年12月6日（水）午後6時～

会場：保倉地区公民館 研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【協議事項】

- ・ 安全・安心なまちづくりの推進について

4 その他

- ・ 次回地域協議会

令和 年 月 日（ ）午後6時～ 保倉地区公民館

5 閉 会

【協議事項】安全・安心なまちづくりの推進について

(情報提供) 立木の枝の切取りに関する規定の改正 (民法 (令和 5 年 4 月 1 日施行))

<改正のポイント>

隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができるほか、一定の要件に該当する場合は、土地の所有者自ら枝を切り取ることもできることとなりました。

改正前	改正後
<p>(立木の枝の切除及び根の切取り)</p> <p>第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。</p>	<p>(竹木の枝の切除及び根の切取り)</p> <p>第二百三十三条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。</p> <p>3 <u>第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。</u></p> <p>一 <u>竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。</u></p> <p>二 <u>竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。</u></p> <p>三 <u>急迫の事情があるとき。</u></p> <p>4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。</p>

## 地域活動支援事業等を活用した安全・安心なまちづくりの取組

### ■地域活動支援事業（平成22年度～令和4年度）

- ため池・用水等による水難事故防止事業（保倉地区町内会長連絡協議会）  
ため池、用水路への転落防止を注意喚起するための看板設置
- 消防・防災サイレン設置事業（上越市消防団保倉分団）
  - ・保倉区内各消防部にサイレンを設置
- 直江津東中学校区校区地図（こども110番の家掲載）作成事業（保倉地区町内会長連絡協議会）
  - ・「こども110番の家」を掲載した校区地図の作成・配布
- 保倉地区防災テント整備事業（保倉地区防犯連絡協議会）
  - ・指定緊急避難場所への防災用テントの配備
- 保倉地区安全・安心対策事業（保倉地区町内会長連絡協議会）
  - ・防犯灯のLED化
- 地域の防災力向上事業（保倉まちづくり振興会、保倉地区防災士会）
  - ・AEDの設置、AED講習会の実施、防災士活動用のパトロールコート整備
- 保倉地区安全・安心な地域づくり事業（保倉まちづくり振興会）
  - ・各町内への非常持出袋・給水袋、多機能ラジオ等の配備
  - ・保倉地区内の防火水槽マンホール箇所への「囲いの設置」
- 保倉地区災害・緊急時の警備等推進事業（保倉まちづくり振興会）
  - ・モーターサイレンの設置

### ■地域独自の予算事業（令和5年度）

- 安全安心なまちづくり「見守り活動」事業（保倉地区防犯連絡協議会）  
登下校時の見守り活動で使用する誘導棒・パトロールコートの整備、見守り活動の実施